



令和6年 2月 9日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員 [REDACTED]

大森 和夫

[請願の趣旨]

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、最低賃金の引き上げ、非正規雇用労働者の均等待遇等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円になりました。しかし、953円は全国加重平均1004円に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。2023年10月から東京が1113円、神奈川が1112円、埼玉が1028円、千葉が1026円になって、南関東の4都県が1000円を超えるました。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金額が低すぎる、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。また、最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流失は、県内の企業や医療機関等の人手不足を深刻にしています。

物価高が続き、県民生活は困窮を極めています。特に、最賃賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態が続いている。非正規労働者は全労働者の4割を超え、最低賃金の引き上げでしか非正規労働者の賃金は上がりません。また、非正規労働者の7割近くを女性が占め、女性の非正規労働者の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になりました。月150時間で計算すると時給が男性1687円、女性1674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1500円にする必要があるということが明らかになりました。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることを請願いたします。なお、2021年は土浦市議会、2022年は結城市議会、かすみがうら市議会、2023年は筑西市議会、城里町議会で茨城労連の請願が採択されています。

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的な経済支援策を国の責任として拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

以上。

請願者

住 所

団体名

代表者名

東茨城郡茨城町

茨城県労働組合総連合

牛久市議会議長 諸橋太一郎 様

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

現在、非正規雇用労働者は 2000 万入を超え、全労働者の 4割を超えていきます。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引き上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の 7割近くが女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収 200 万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年 10 月 1 日から、茨城県の最低賃金は 42 円引き上がり 953 円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（1004 円）に比べて 51 円低く、関東 1 都 6 県の中で下から 2 番目の低さです。東京や神奈川、埼玉、千葉南の南関東 4 都県では、最低賃金が 2023 年 10 月から 1000 円を超えていました。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の 3つです。茨城県の最低賃金 953 円では、憲法 25 条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

長引く物価高の中で、県民生活は困窮を極めています。特に、最賃賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和 6 年 10 月に 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 6 年 月 日

牛久市議会議長 諸橋 太一郎

内閣総理大臣	宛
厚生労働大臣	宛
中央最低賃金審議会会長	宛
茨城地方最低賃金審議会会長	宛